

## 【 暴 力 団 と 税 金 】

暴力団は色々な資金獲得活動を行い、その稼ぎは上納金として組織のトップに集められます。そして、その金額は莫大なものになり、暴力団の組織力の根源となっています。ところが、これまでは、この莫大な上納金に対し課税されることはありませんでした。それは何故でしょうか。

我が国では、納税義務者が自ら税務署へ所得を申告し納税する自己申告納税制度がとられ、疑義があれば、税務調査を行って検証し、あるいは、国税犯則調査をして刑事告発をする等の手続が予定されています。しかし、暴力団が違法収益である上納金について自己申告するはずはなく、任意の税務調査に協力することも望めません。かえって、調査に対する有形無形の妨害行為により担当者の生命身体の危険が予想されます。また、強制捜査に準じ、臨検・搜索・差押えが出来る国税犯則調査を行っても、上納金が組長個人の所得であることの立証ができるか等、事実上・税法上各種の問題があるからです。

しかし、平成30年7月18日、福岡地裁は特定危険指定暴力団工藤會のトップである野村悟総裁に対し、建設業者などから組織的に集めた上納金について、約3億2000万円を脱税したとして所得税法違反により、懲役3年、罰金8000万円の判決を言い渡しました。真面目に働いた市民は厳しく徴税され、一方違法な収益を上げた暴力団が徴税されないのでは、善良な市民は到底納得出来ないでしょう。上記福岡地裁の判決は、当然の結果とも言えるのですが、野村総裁の個人口座に入金された上納金が野村個人の所得といえるか等色々と困難な問題があったようです。つまり、税務当局は、従前から、上納金は組長の個人口座に入金されていたとしても組長の所得ではなく、暴力団の運営費であり預り金であるとの見解（暴力団の上納金＝サークルの会費）をとっていたからです。今回は野村総裁の個人口座に入金された上納金が、暴力団の運営費ではなく、野村の交際相手のマンション購入費用や親族の生活費・養育費等に使用されていたことが明らかになったため、上記判決に至ったと思料されるのであり、税務当局が、上記見解（暴力団の上納金＝サークルの会費）に固執する限り、今後も、上納金が組長個人の所得として課税できるのかは判然としません。



寄稿者  
吉澤俊一弁護士

上納金は組の名称（代紋）を使用させてもらうことの対価（ライセンス料）とするのが最高裁藤武事件判決の要旨と思料されます。この考えからすれば、上納金は、組長個人に対し支払われるライセンス料であり、組長個人の収入（所得）になると考えて良いのではと思いますが、善良な納税者の皆さんは如何ですか。

**寄稿者**

さいたま市大宮区仲町 2-24-2 金杉仲町ビル 5 階  
吉澤総合法律事務所 ☎048-647-9890  
埼玉弁護士会民事介入暴力対策委員会  
吉澤俊一弁護士

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.136」から編集したものです。